東局課二法　10　－　74
東局総企　13　－　40
東局徴管　2　－　113
令和８年９月30日

東京国税局間税会連合会
会長　似鳥　昭雄　様

東京国税局
課税第二部　法人課税課長
総務部　企画課納税者サービスＰＴ長

年末調整及びキャッシュレス納付等に関する周知・広報等への御協力のお願いについて（依頼）

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

国税庁では、源泉徴収義務者の方が適正かつ効率的に年末調整手続を行うことができるよう、パンフレットや解説動画等を作成し、周知・広報に努めるとともに、勤務先・従業員双方の年末調整に係る事務負担を軽減するため、年末調整手続の電子化を推進しているところです。また、納税者利便の向上及び現金管理等に伴う社会全体のコスト縮減のため、キャッシュレス納付も併せて推進しています。

つきましては、各単位会に対し、以下の内容について、周知・広報に御協力いただきますようお願い申し上げます。

１　年末調整特集ページの周知・広報等

⑴　年末調整特集ページの周知・広報

例年、年末調整の時期には、国税庁ホームページ内に「年末調整特集ページ（年末調整がよくわかるページ）」を開設して、年末調整の際に使用する各種様式並びに年末調整の手順等の詳細を解説したパンフレット及び動画を掲載しています。また、年末調整の各種申告書の書き方や添付書類に関する質問等に対応するチャットボット（ＡＩを活用したシステムによる質問への自動応答）を提供しています。

できるだけ多くの源泉徴収義務者の方を「年末調整特集ページ」へ御案内するため、当庁からリンク用バナー（別添１）を配布しているところ、本年においても、貴連合会及び各単位会のホームページに、このリンク用バナーを掲載いただくとともに、各々の機関紙（誌）等にも、「年末調整特集ページ」のＵＲＬ又はＱＲコード（別添１）を掲載いただくようお願いいたします。

⑵　「所得税徴収高計算書（納付書）」の送付について

例年 11 月頃、e-Tax で徴収高計算書を提出した際に事前送付不要とした方々を除き、年末調整関係書類の送付に併せて、「所得税徴収高計算書（納付書）」を送付させていただいておりましたが、令和９年送付分から段階的に送付対象者を見直します。

つきましては、各単位会に対して、見直しのスケジュール等を記載した「源泉所得税の徴収高計算書の送付の見直し（別添２）」を送付し周知いただくようお願いいたします。

また、源泉徴収義務者の方々に対しては、年末調整関係書類の送付に併せて、「所得税徴収高計算書（源泉所得税の納付書）の送付に関するお知らせ（リーフレット）（別添３）」を送付いたしますので、このリーフレットについても事前提供させていただきます。

２　年末調整手続の電子化の促進

年末調整の一連の手続を電子化することにより、勤務先と従業員の双方の年末調整に係る事務負担の軽減を期待できることから、国税庁では、年末調整手続の電子化を推進しています。

このため、マイナポータル連携（従業員の方がマイナポータル経由で、控除証明書等のデータを一括取得すると、各種申告書の該当項目へ自動入力できる仕組み）に対応した控除証明書等を発行する事業者の拡大に取り組むとともに、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（従業員が年末調整申告書を作成するソフトウェア）を無償で提供しているところです。

令和８年分の年末調整手続においても、国税庁ホームページ内に「特集ページ（年末調整手続の電子化に向けた取組について）」を設け、電子化の導入方法に関するパンフレットを掲載して周知・広報を図っています。本年も、昨年に引き続き、貴連合会及び各単位会のホームページに「特集ページ」のリンク用バナー（別添１）を掲載いただくとともに、各々の機関紙（誌）等にも、「特集ページ」のＵＲＬ又はＱＲコード（別添１）を掲載いただくようお願いいたします。

３　源泉所得税のキャッシュレス納付の推進

国税庁では、ダイレクト納付、インターネットバンキング等による電子納税などのキャッシュレス納付の利用拡大に取り組んでいます。

令和７年 10 月には、納付件数の多い源泉所得税のキャッシュレス納付について、利用割合の目標（令和８年度末までに 36%）を新たに設定し、その利用拡大に向けて取り組んできました。

※　東京国税局においては、令和７年度末で源泉所得税のキャッシュレス納付利用割合が 42.6%（速報値）に達しており、別途利用割合の目標（令和８年度末までに 47.5%を予定）を定め、更なる利用拡大に取り組んでいくこととしています。

本年も引き続き、ダイレクト納付を始めとしたキャッシュレス納付の利用促進と併せて、源泉所得税の e-Tax・キャッシュレス納付の更なる利用拡大に向けて、年末調整説明会などの機会を捉えた周知や、「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を活用した研修会の開催など、これまで以上に取り組んでいただくよう、各単位会への働きかけをお願いいたします。

また、貴連合会及び各単位会の機関紙（誌）等にも、「源泉所得税の納付手続（キャッシュレス納付）ページ」のＵＲＬ又はＱＲコード（別添１）を掲載いただくようお願いいたします。

４　源泉徴収票のみなし提出の特例

令和９年１月１日以降に提出すべき令和８年分以降の給与所得の源泉徴収票（以下「源泉徴収票」といいます。）については、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書（以下「支払報告書」といいます。）を市区町村に提出した場合には、税務署に源泉徴収票を提出したとみなされ、源泉徴収票を税務署へ提出する必要がありません。

また、令和９年１月以降、支払報告書をeLTAXで提出した場合、支払報告書に記載された給与情報がマイナポータル連携の対象となり、従業員の方が確定申告する際、マイナポータル連携により給与情報が自動で入力され、入力ミスの心配もなく、簡単・便利に確定申告書を作成できるというメリットがあります。

そのほか、eLTAXを利用して支払報告書を提出する場合、提出先の市区町村へ自動で振り分けられるため、書面や光ディスク等での提出に比べ、事業者の事務負担やコストが大きく軽減されますので、eLTAXを利用した支払報告書の提出について、会員の皆様への働きかけをお願いいたします。

なお、給与情報を正しく連携するためには、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナを含みます。）、住所、生年月日等を正しく入力していただく必要がありますので、これらの正確な入力について、会員の皆様への働きかけもお願いいたします。

つきましては、貴連合会及び各単位会の機関紙（誌）等に、「源泉徴収票の提出方法が変わります（リーフレット）」のＵＲＬ又はＱＲコード（別添１）を掲載いただくようお願いいたします。

５　マイナンバーカード・電子証明書の更新

平成29年に交付されたマイナンバーカードは、令和８年に交付から10年を迎えます。交付後10年目を迎えるマイナンバーカードについては、その本体（有効期限10年）及び電子証明書（有効期限５年）が更新時期を迎えます。

有効期限が過ぎた場合には、マイナンバーカードを本人確認書類として使用できなくなるほか、e-Tax等の申告・申請手続やコンビニ交付、健康保険証等にも使用できなくなります。

このため、貴連合会及び各単位会の機関紙（誌）等に、「マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限・更新」のＵＲＬ又はＱＲコード（別添１）を掲載するとともに、関係者の皆様へ早期の更新を促していただきますよう、御協力をお願いいたします。

６　所得税徴収高計算書（納付書）の様式変更

国税庁では、令和８年９月下旬以降に税務署の窓口で配付する所得税徴収高計算書（納付書）の様式を変更する予定です（Ａ４三つ折りサイズ程度の複写式から、Ａ４サイズの単票式へ変更）。

なお、例年11月頃に年末調整関係書類と併せて送付している所得税徴収高計算書（納付書）の様式につきましては、令和８年においては複写式の様式を送付しますが、様式変更後も、この複写式の様式を用いて納付することは可能です。

この変更の内容については、国税庁ホームページ（「所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた」ページ、別添１）に詳細な情報を掲載していますので、各単位会への周知をお願いいたします。

※　上記１～６の事項について御不明な点がございましたら、それぞれ下記の連絡先までお問い合わせください。

国税庁

源泉所得税の徴収高計算書の送付の見直し

（協力依頼）

法　人　課　税　課
管　理　運　営　課
令　和　８　年　９　月

見直しの背景

- 源泉所得税の徴収高計算書については、所定の用紙を入手するために税務署を訪れる必要が生じないように、また、正確な納税者情報が記入されたものを提出いただきたいとの趣旨から、源泉徴収義務者の皆様には、一部の方々を除き、送付を行ってきたところです。

- 一方で、国税庁においては、行政コストを含む社会全体のコスト縮減と事務負担の軽減を図る観点から、納税者の皆様が税務署や金融機関の窓口に行かなくても国税の納付ができるように、金融機関や関係省庁、関係民間団体と連携・協力してキャッシュレス納付の推進に強力に取り組んでいます。

- 特に、キャッシュレス納付として、デジタル（e-Tax）を活用した非対面の納付を利用することにより、源泉徴収義務者の皆様にも、源泉所得税の徴収高計算書の提出から納付までの手続きを簡単・便利に行っていただくことができます。

- また、最近では、新たなキャッシュレス納付の手段として、「スマホアプリ納付」が導入されたほか、申告書の提出時にダイレクト納付の手続きができる「自動ダイレクト」も提供されており、源泉所得税の徴収高計算書の提出・納付も、これまでと比較して、更に簡単・便利に行うことが可能となっています。

- こうした近年の納税手段の利便性の向上や多様化を踏まえ、今般、社会全体のデジタル化を後押しする観点から、書面の源泉所得税の徴収高計算書を送付する対象者を見直すこととし、令和９年送付分から段階的に送付対象者を縮減していきたいと考えておりますので、関係者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- なお、e-Taxホームページには、源泉所得税の徴収高計算書の作成からキャッシュレス納付までの一連の手続きについて、実際のe-Taxと同じ画面で操作を体験できる「体験コーナー」を開設しておりますので、ご利用ください。

送付対象者の見直し

➢ **徴収高計算書の事前送付とは**

- 源泉徴収義務者の皆様には、一部の方々（e-Taxで徴収高計算書を提出した際に事前送付不要とした方）を除き、原則、11月に年末調整関係書類の送付にあわせて、翌年１年分の徴収高計算書を送付しています。

➢ **送付見直し対象**

- 地方公共団体や金融機関の皆様には、キャッシュレス納付を推進する関係者として、調査課特官所掌法人の皆様には、企業グループ全体や関係企業などへの影響が大きいリーディングカンパニーであり、法人全体のキュッシュレス納付の推進をけん引いただくため、キャッシュレス納付を利用していただきたく、早い段階での送付見直しを実施いたします。
- その後は、他税目でキャッシュレス納付を利用しているなど、源泉所得税のキャッシュレス納付への対応も可能であると考えられる法人の皆様を対象に送付見直しを行っていきます。

➢ **送付見直しの対象者**

○ 令和９年11月
- 地方公共団体
- 調査課特官所掌法人

○ 令和10年11月
- 金融機関

○ 令和11年11月
- 源泉所得税以外の納付をキャッシュレス納付で実施している法人

○ 令和12年以降
- 上記以外の法人、個人事業者の方々については、キャッシュレス納付の普及状況等を踏まえながら送付の取り止め時期などを検討

スケジュール

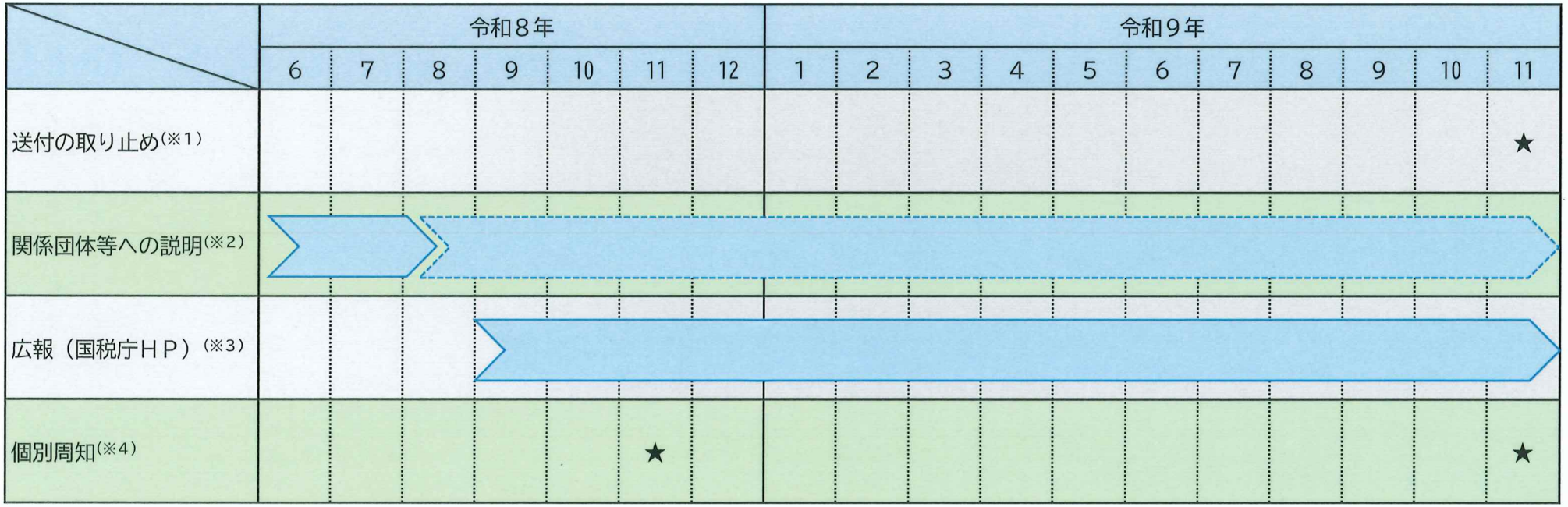

（※１）令和９年11月の取り止め対象は、地方公共団体と調査課特官所掌法人になります。

（※２）まずは、令和８年８月中旬までに、国税庁の方から関係団体等の全国会等に説明した後、各国税局から局連の団体等へ、その後、税務署から署連の団体等へ順次、説明していきます。

（※３）国税庁ホームページには、令和８年９月頃に**令和11年までの見直し対象**の内容を掲載し、広報を図ります。

（※４）見直しの内容を記載したリーフレットを作成し、令和８年の徴収高計算書を送付する際に同封して、早期の周知を図ります。

（※５）令和９年11月以降も、引き続き、周知・広報を実施するとともに、あらゆる機会を通じて、関係者の皆様に説明を行っていく予定としております。

国税庁ホームページ等のＵＲＬ・リンク用バナー・ＱＲコード

１　年末調整がよくわかるページ

※　令和８年分については、令和８年９月下旬に更新予定です。

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm

２　年末調整手続の電子化に向けた取組について

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm

※　上記「年末調整がよくわかるページ」及び「年末調整手続の電子化に向けた取組について」のリンク用バナーにつきましては、「年末調整がよくわかるページ」にも掲載しておりますので、御利用ください。

３　源泉所得税の納付手続（キャッシュレス納付）

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm

4　源泉徴収票の提出方法が変わります（リーフレット）
https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/0025004-071.pdf

5　マイナンバーカードおよび電子証明書の有効期限・更新
https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/expiration-date

6　所得税徴収高計算書（納付書）の記載のしかた
https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/keisansho/01.htm

（注）「ＱＲコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※　上記の１～５については、ホームページや機関紙（誌）等へ掲載していただきますよう御協力をお願いいたします。

所得税徴収高計算書（源泉所得税の納付書）の送付に関するお知らせ

例年、年末調整の時期に、源泉徴収義務者の皆様へ、翌年使用する「所得税徴収高計算書（源泉所得税の納付書）」や、所得税法の改正事項（昨年からの変更点）などを案内した「リーフレット」を送付しておりましたが、これらのうち「所得税徴収高計算書（源泉所得税の納付書）」については、令和11年の年末調整の時期※から、法人税や消費税をダイレクト納付などの「キャッシュレス納付」を利用して納付されている方に対しまして、送付しないことといたします。

源泉所得税の納付についても、法人税や消費税と同じく「キャッシュレス納付」の手続をご用意しておりますので、是非ご利用ください。

皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

※1　一部の法人の方（地方公共団体の方や金融機関の方など別途個別に連絡をしている方）については、令和９年の年末調整の時期から、順次、「所得税徴収高計算書（源泉所得税の納付書）」を送付しないことといたします。

2　引き続き、税務署や金融機関で「所得税徴収高計算書（源泉所得税の納付書）」により納付を行われる方は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

e-Taxを使った キャッシュレス納付 はじめの一歩を体験しよう！

令和７年３月に「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」を開設しました。
実際の画面（e-Tax）を使って、一連の流れを体験できます。
※体験コーナーから、実際にe-Taxによる送信や納付が行われることはありません。

体験できること

- ☑ 徴収高計算書の作成
- ☑ ダイレクト納付（自動ダイレクトを含む。）
- ☑ インターネットバンキングによる納付

パソコン操作やe-Taxに不安のある方に特におすすめです!!

簡単を体験！！

「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」で検索

スマホでもできるよ!